

# 管理獣医師の診療状況に係る調査結果に対する本県の考え方

平成23年11月10日

畜産課家畜防疫対策室

## 1 獣医師法第17条関係について

### (1) 事実認定

- ① [ ] では、農場の従業員により要指示医薬品を含む動物用医薬品の投与が行われていた。
- ② 上述の投与は、[ ] が所有或いは管理する家畜に限定されていた。
- ③ 従業員による要指示医薬品の投与は、当該管理獣医師の指示を受けて、実施されていた。

### (2) 本県の判断

獣医師以外が業務として診療を行うことは、第17条に抵触する行為であるが、本条は、管理獣医師の指示の下で、自らが所有する家畜に対して、動物用医薬品を投与することまで制限するものではない。

したがって、本事例は法第17条には抵触しないと判断する。

## 2 獣医師法第18条関係について

### (1) 事実認定（記録文書等がないため、管理獣医師の申告に基づく認定）

- ① 管理獣医師は、県内外の[ ]農場を担当し、平成17年4月から平成21年11月までは定期的に巡回し、この経験を元に、ほぼ農場毎の牛群の状況を把握していた。
- ② 管理獣医師は、体調不良を理由に巡回を中止した12月以降も、随時疾病の発生等について従業員から電話等により聞き取りをしていたことから、この期間もそれ以前と同様、農場毎の牛群の状況を把握していた。
- ③ 管理獣医師は、平成22年4月17日に風邪様の症状があるとの従業員からの報告により、直接対面して診察することなく、要指示医薬品の投与を指示した。
- ④ この際の指示は、「牛房中の1頭に症状がある場合には、牛房全頭に投与すること」であり、結果として当該農場で飼養される牛全頭に要指示医薬品が投与された。
- ⑤ 通常は、各農場から治療実施当日または翌日に、ファクシミリ等で治療報告書が提出され、管理獣医師もこれを確認することとなっているが、本事例において、報

告書をどの時点で確認したかは不明とのことであった。

- ⑥ なお、投与指示後、その治療効果を確認するため、通常3日間を経過観察とし、新たな指示は、改めて従業員からの稟告を聴取した上で指示することとしていた。
- ⑦ 当該管理獣医師は、全頭投与の事実を4月20日あるいは21日に電話での聴取により初めて確認した。当該農場での要指示医薬品の全頭投与は初めてのことであり、この時点で管理獣医師は通常とは異なる状態であると認識した。ただし、これら症状を呈する牛の状態は、40℃以上の発熱や食欲廃絶等の症状がなかったことから死亡に至る状況ではないと判断していた。このため、全頭接種を確認後も直ちに農場への訪問も、また訪問予定の連絡もせず、最終的に管理獣医師が当該農場を訪問したのは4月22日であった。
- ⑧ 当該農場の飼養牛725頭の中には管理獣医師が、一度も対面したことのない牛（巡回中止後に ████████ に転入された牛）が21頭（3月1日7頭、29日14頭）含まれていた。
- ⑨ 通常、当該農場に牛が新規導入される場合、管理獣医師に逐次報告され、管理獣医師の指示に基づき、予防的に要指示医薬品等（抗生物質）が投与される体制となっていたが、当該21頭については、どのように対応されたか確認できなかった。
- ⑩ これ以前に、飼養牛全頭に要指示医薬品を投与した事例はなかったが、直接対面して診察せず、要指示医薬品の投与を指示することは日常的に実施されていた。

## (2) 本県の判断

法第18条文：「獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方をし、(中略)又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。」と規定されている。

なお、本条適用の判断にあたっては、これまで以下の解釈が示されていることから、それぞれについて本事例に照らして判断する必要がある。

### ①

平成4年9月1日付け農林水産省畜産局長通知において、「獣医師法第18条の診察とは、獣医学的見地からみて疾病に対して一応の診断を下しうる程度の行為をいい、獣医師が自ら定期的に巡回する等して常に当該農場の飼育動物の健康状態を把握している場合等において飼育者から病状の聴取等をもって行うものも含まれる。」という解釈が示されている。

本事例において管理獣医師は、平成17年4月から平成21年11月まで約4年半、

各農場を定期的に巡回していたこと、その後も随時従業員から電話等により聴取を行っていたことから、上記通知に照らして判断すると、本事例の管理獣医師の行為は診察に含まれると判断することも可能と考えられる。

しかしながら、以下の点については、問題があったと考えられる。

4月17日時点で、従業員から詳細に聴取を行うなど飼養牛全頭に及ぶ多数頭の牛に要指示医薬品が投与される可能性のあることを認識すべきであったと考えられる。

また、指示翌日の4月18日に要指示医薬品が全頭に投与されたことを当該管理獣医師が確認したのは、投与指示から3～4日後であり、投与指示の結果等について、早期に確認すべきであったと考えられる。

これらのことから、管理獣医師が当該農場の飼育動物の健康状態を十分に把握していたとは言えず、管理獣医師の行為は診察には当たらない可能性があり、法第18条に照らして問題がある疑いがあると判断する。

## ②

「獣医師法・獣医療法の解説（農林水産省畜産局監修、平成5年3月31日発行）」には、「獣医師が自らの診察によって疾病を確認することなく、ただ漠然と他の依頼に応じて診断書を交付し、あるいは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方をすることは、動物の診察上不測の危害を生じるおそれがあるため、これらの行為をなすことを禁じている。」「ただし、獣医師が自ら相当期間定期的に巡回する等により常に当該農場の飼育動物の健康状態を把握している場合において、飼育者から病状の聴取等を受け、特別の変状がないときに指示を与えること等は、一応本条違反とはならないものと解される。」と記載されている。

この解説に照らして考えると、4月17日時点での農場の状態を「特別な変状」と捉えるかで判断することとなる。

当該管理獣医師は4月9日に食欲不振を示す牛がいると従業員から電話で報告を受けたことから、生菌製剤及び健胃整腸剤の投与を指示した。4月17日には従業員から、投与により一部の牛では食欲不振が改善され、また新たに食欲不振を示す牛もいるとの報告を受け、生菌製剤及び健胃整腸剤の投与がある程度の効果を示しているとして理解していた。一方、呼吸器症状を示す牛がいるとの報告もあったことから、ヘモフィルスソムナス感染症を予防する必要性を考慮して要指示医薬品の投与を指示した。この際の指示が「1頭でも発症していれば、同一牛房内全頭への投与」としたことから、農場内全頭接種となった。

指示翌日の18日には全頭に要指示医薬品が投与されたことを考えれば、4月17日時点の従業員からの報告を受けた段階で、詳細に状況を聴取することで全頭接種を含む多数頭への接種が行われる可能性を認識すべきであったと考えられる。

当該農場において、これまで管理獣医師の指示に基づく要指示医薬品の全頭接種がなかったことを考慮すれば、一般的な産業動物獣医師は4月17日時点の症状を呈している牛群の状態は、「特別な変状」と判断するものと思われる。

4月18日に過去に例のない飼養牛全頭への要指示医薬品の投与が行われたことは、当然、「特別な変状」と認識すべきものであったと考えられ、この「特別な変状」を確認したのが、投与指示の3～4日後であったこと、また確認後も直ちに直接対面しての診察を実施せず、直接対面しての診察をしたのが、事実確認の翌日あるいは2日後であったことは、「常に当該農場の飼育動物の健康状態を把握している場合において、(中略)特別な変状がないときに指示を与えること等は、一応本条違反とはならない」との解釈には当たらず、法第18条に照らして問題がある疑いがあると判断される。

③

平成19年12月19日付け農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知によれば、「当該家畜に直接対面して診察することを一度も行わずに、(中略)正しい診断を下すことは、通常困難であると考えられる。」「したがって、当該家畜に直接対面して診察することを一度も行わず、要指示医薬品を処方することは、一般的には獣医師法第18条の規定に違反するものである。」とあり、本事例についても、この通知に照らして判断する必要がある。

725頭中704頭については、平成21年11月までは定期的に巡回をしていた時から飼養されていた牛であり、平成22年4月17日までの期間診察していないことが、通知のいう「一度も行わずに、」に該当するか否かの判断となるが、当該期間も従業員と随時連絡を取り合っていたこと等も含めて考えると、法律違反とはまでは言えないと判断する。

一方、当該管理獣医師の巡回中止以降に導入された牛21頭については、形式的には「一度も行わずに、」に該当することとなる。

通常、当該農場においては、新規に牛が導入される場合、管理獣医師に導入時に逐次報告され、管理獣医師の指示の基に予防的投薬等の管理がなされる体制となっていたが、当該21頭について、どのように対応されたかを確認できないため、これら

21頭への投薬の指示が、通知に照らして妥当であったかは判断できない。

④ 結論

以上のことから、①及び②の点について、当該管理獣医師が実施した行為は、法第18条に照らして問題がある疑いがあると判断する。

26630-1363

平成23年11月11日

様

宮崎県農政水産部長

要指示医薬品の不適切な処方について（嚴重注意）

貴方は [REDACTED] において、平成22年4月17日、当該農場従業員から十分に病状を聴取することなく、また直接対面して診察せず、「1頭でも発症していれば、同一牛房内全頭へ投与すること」と指示し、抗生物質を処方した。貴方からの指示に基づき、処方翌日から3日間に渡り、飼養牛全頭への抗生物質投与が実施された。

さらに、貴方はこの事実を把握するまでに3～4日間を要し、把握後も直ちに直接対面しての診察を実施しなかった。

家畜の健康状態を十分把握せず、飼養牛全頭への抗生物質の投与が必要な特別な変状があったにも関わらず直接対面しての診察を行うことなく、要指示医薬品を処方した等の貴方の行為は、獣医師法第18条に照らして問題がある疑いがあることから、知事の命により嚴重に注意する。

については、今後このような事態を生じさせないよう、下記により対応されたい。

記

- 1 獣医師法を遵守し、適切な獣医療を実施すること。
- 2 疾病発生時には、可能な限りその都度対面して診療すること。
- 3 対面しての診療が困難な場合には、獣医師自ら定期的な巡回等により、事前に当該農場の家畜の健康状態を把握している場合に限り、飼育者から十分に疾病の発生状況を聴取等した上で、要指示医薬品等を処方すること。
- 4 要指示医薬品等を処方した場合には、飼育者からの聴取等により予後についても随時把握すること。

（文書取扱 畜産課）